

# 議 事 日 程

令和3年第1回浜中町議会臨時会  
令和3年11月5日 午前10時00分開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第65号	令和3年度浜中町一般会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第66号	令和3年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第67号	令和3年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）

(開会 午前10時00分)

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和3年第1回浜中町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、7番成田議員及び8番三上議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

---

### ◎日程第3 諸般報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 行政報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日は、第1回浜中町議会臨時会に議員全員の御出席いただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 皆さんおはようございます。前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎日程第5 議案第65号 令和3年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第65号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第65「令和3年度浜中町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、令和3年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付見込みに伴い、今後実施しようとする新たな事業の追加などに必要とされる経費について、補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、「基金積立金」で特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金5551万円を追加、4款衛生費では、「浜中診療所特別会計繰出金」で診療所会計において実施する交付金事業の一般財源相当額として繰出金550万円を追加、また、「リサイクルセンター管理運営に要する経費」でリサイクルセンターで使用しているフォークリフトの更新により683万6000円を増額、9款教育費では、「小学校管理運営に要する経費」で茶内小学校の校舎屋上防水・屋根補修工事3380万円を追加、以上により、今回の補正額は1億164万6000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として15款国庫支出金で特定防衛施設周辺整備調整交付金8651万円を追加、19款繰入金では特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金5551万円を追加し、財源調整として財政調整基金繰入金4037万4000円を減額させていただいております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、80億6127万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第65号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 1点だけ、校舎補修に関してですけれども、金額で3380万円であります。それで工事の工法ですが、これから冬季に向かう中で当然、屋上となるわけですから冬期間の工事が可能なのかどうかと、それも含めた実施時期を御説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 工事の工法ですが三つの工事が予定されています。一つは屋上の防水工事でウレタン系の防水工事なります。二つ目は屋根部分の板金の葺き替え

工事。それと三つ目は内部教室職員室の天井ボードの張り替え工事で、この三つの工事となります。

それと実施時期につきましては、今後、防衛施設局に交付申請等の作業を進めまして、決定通知がその後出てきますので速やかに事務作業を進めまして、結果としては年度内に終わるように考えております。工期は90日間と予定されております。冬季間の屋上の工事につきましては建設課長から説明させていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 冬期の工事は可能かという御質問についてお答えいたします。茶内小学校は陸屋根と鉄板屋根の組み合わせの構造となっております。陸屋根につきましては、管理課長お答えしましたとおりウレタン防水で、こちらについては超速硬化ウレタン防水となっております。要するに施工して乾くまでがとても早い工法となっております。それから屋根につきましては、これは鉄板をガルバリウムの鋼板で錆びにくいものに替えるもので、どちらも工期は短くて済みますので、冬期施工は十分に可能と認識しております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** わかりました。それでウレタンですが、これは以前、何かの機会に伺った時には2回塗布することによって補償が10年間、1回の場合ですとその保証がないとのことでしたけれども、その辺の取り扱いはどうなっているのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ただいまの御質問にお答えいたします。この度の改修工事のウレタン防水につきましては10年保証が確約されている工法で実施することになっております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 1点だけ、リサイクルセンターの車両購入であります。この車両の用途を含めて詳細をお知らせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** ただいまの御質問にお答えします。フォークリフトの用途ですが、ペットボトルや缶類関係を圧縮する際にその機械まで運んだりすることにも使用しますし、圧縮したものを保管する場所に持って行ったりすることに使うということ

で今回購入を考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第65号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第66号 令和3年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第66号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第66号「令和3年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）」

につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、令和3年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付見込みに伴い、診療所屋上防水工事に必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

歳出、1款総務費「浜中診療所維持管理に要する経費」で、14節工事請負費の施設補修工事で屋上防水工事2650万円を増額するものであります。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金2100万円を増額し、不足する財源は4款繰入金550万円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、3億654万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第66号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 多分、工法については先ほどの茶内と同じようなウレタン工法かなと思いますけれどもその確認と、それとこの診療所の屋上の現状がどういう状態になっていて、どういう被害が発生したのかの御説明いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** まず屋上の現状についてお話ししたいと思います。現在、屋上の方に亀裂が入ったり、塗装面がはがれている状態で、2階に病棟がありますがそこに雨が伝ってきて雨漏りしているので早急な復旧が必要だと判断しております。工法については建設課長お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** 診療所の防水改修工事の工法についてお答えします。茶内小学校と同様のウレタン防水工法となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** まず工事そのものをやることについては了解します。それで工事に際して、今、入院されている患者がいると思いますが、どういう工事になるのか。ウレタン防水工事だからそんなに騒音だとかはないのかなと思いますけれども、入院患者への対応は何か考えられているのかどうか。それと、これは短期間にやったほうがいいと思うのですけれども、工期はどのくらいでできるのか。それだけ伺っておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** まず入院患者への対応ですが、職員通路から工事作業員さんは通ってもらって真っすぐ屋上に上がれる状態となります。外の方から足場等も組むと思いますので、入院患者への騒音等の関係は工事の音だけになると思うのですが、その辺は工事員さんたちに考慮してもらいながらの実施となります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 工期についての御質問にお答えします。工期につきましては60日間を予定しておりますけれども、十分にこの期間で終了できると考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第67号 令和3年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第67号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第67号「令和3年度浜中町水道事業会計補正予算（第3号）」について提案の理由をご説明申し上げます。議案書22ページの予算説明資料をお開きください。

この度の補正につきましては、建設改良費の工事請負費の増に伴う資本的支出を追加するものであります。

資本的支出で、第1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水施設費、節工事請負費



770万円の増は、琵琶瀬茶内停車場線の道路改良工事に伴う既設水道管の撤去工事です。去る、8月5日に道路改良工事に伴い支障となる水道管移設工事を発注し、施工準備を進めておりましたが、9月6日に釧路建設管理部から道路改良工事によって発生する琵琶瀬茶内停車場線の旧道路用地について協議があり、その用地は不用地となり、国有地化され、将来売却等の処分をする可能性があることから、移設ルートの変更と現在、道路占用物件として埋設されている既設水道管の撤去要請がありました。処分すべき国有地は、国有財産の取り扱い規定により、その国有地の地下に埋設物がないことを確認するとされております。このことから、移設ルートの設計変更、さらに琵琶瀬茶内停車場線に埋設されている既設水道管の撤去が必要となったことから、今回その撤去工事を発注すべく補正をお願いするものであります。

17ページにお戻りください。議案第2条、資本的支出は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6806万3000円を7576万3000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補填する額5806万3000円を6576万3000円に改めようとするもの。

第1款資本的支出は第1項建設改良費770万円を追加し、4億2602万2000円に改めようとするもの。

尚、この支出に係る工事請負費は自己財源から支出するもので、資本的収入の補正は必要としておりません。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第67号の質疑を行います。

収支一括して行います。

1番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今回の補正につきましては、琵琶瀬、茶内停車場線の既設水道管の移設工事ですけれども、6月補正で水道管移設工事で3000万円ちょっとの補正がありました。その時には既設の水道管については撤去しなくてもいいという感じだったと思っていますが、今回のこの予算については、琵琶瀬茶内停車場線なのでY字路の改修に伴うものだと思うのですけれども、既設の道路を線形改良することによって国有地化すると。要するに財務部に返さなければならない土地が出たと私は理解したのですけれども、その土地を返す時にはそこに水道管、占用物件を撤去しなければなら

ないということで、町長の今の御説明だったと思うのですけれども、更地にして返すのが原則ですから、当然そうなるのかなという思いがしております。今まで置いていてもよかったものが、そういうことが発生したことによってそれも撤去しなければならない。移設については先に言いましたが6月補正の部分では水道管の切替えは終わるのですが、その他にさらに既設の水道管をそのままの状態でもよかったものが今回そういう線形改良によってその占用物件を撤去しなければならない。その為の費用で770万円で理解していいのか、その経過を含めてお知らせいただければと思います。私の理解がちょっと間違っているかもしれませんのでその辺お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（南秀幸君）** 御質問にお答えします。議員おっしゃいます内容のとおりでございます。私の方からさらに詳しい経過と撤去工事の内容をお知らせしたいと思いません。

まず、移設工事は6月議会で補正予算をいただき、認められて工事発注となっております。こちらは令和3年6月15日に建設管理部に移設工事の設計審査を出しまして、それが適正ということで認められて8月15日に入札をして、その移設工事の発注をしてございます。その当時は既設管の撤去に関しては、そのまま残置している設計でそちらの設計審査を通ってございます。その後、9月6日に建設管理部から旧道路用地、不要地になる部分の協議がございまして、この内容としては先ほど町長の提案理由の中にもありましたけれども、現在の水道管移設工事の設計では、旧道路用地、不要地となる位置に水道管を移設する設計となっていると。さらに、既設管に関しては残置する。占用物件として古い水道管をそのままそこに埋めたままとする設計になっているので、そちらが国有化されて将来売却される可能性があるということで協議がございました。こちらはその処分すべき国有地は地下に埋設物がないことを確認するので撤去しなければならないとの説明がございました。

また、当初の設計では新道路、別海厚岸線と琵琶瀬茶内線の交点となる部分に既設水道管が残置されることになっていたのですけれども、これも道路の維持管理上、道路の交点で既設水道管が起因となって、要は道路の陥没とかそういった事故が起きる可能性があります。そういった懸念がありますので、当初設計の移設間のルート変更、さらに残置しようとする既設水道管の一部を撤去してほしいと要請がございました。今回この要請に基づいて補正のお願いをしているところでございます。その移設工事の設計変

更は予算内での設計変更となっております。今回補正はございません。撤去工事はその所有者の自己費用となりますので、移設工事に含めることができないため、また別工事をもって今回撤去工事で補正をお願いしているところでございます。こちらの撤去に関する補償費はございません。それと道道の占用許可は許可としていただいているものですけれども、道路の構造に支障を及ぼす恐れがあるときは要望の措置を講じる義務があるとされております。この条件に基づいて占有者がその義務を履行するときに必要な経費は、占有者がそれを負担しなければならないと占用の許可の中身で謳われております。今回その既設管を残置する予定の道路工程の部分がそれに当たると判断されて撤去の要請となっております。経過としては以上です。

次に撤去工事の概要ですけれども、支障となる水道管は昭和58年敷設の散布地区へ送水する塩ビ管150mm、延長が23.5m。それともう1本ございまして、昭和51年敷設の琵琶瀬地区へ配水する塩ビ管が100mm、これが46.89m。こちらの2本を撤去する予定でございます。この撤去工事は、まず移設工事自体が全て終わって新しい管に接続し直した段階で既設管と切り離されますので、切り離れた段階で撤去工事を進めていく、そういった流れになってございます。工期は移設工事の工期と同様で令和4年1月31日を予定してございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第67号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会宣言

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会を閉会することに決定しました。

これをもって令和3年第1回浜中町議会臨時会を閉会します。御苦勞様でした。

（閉会 午前10時51分）